

平成 29 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 ゼネラルパッカー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 梅森 輝信  
(コード: 6267 東証 JASDAQ・名証第二部)  
問い合わせ先 専務取締役 小関 幸太郎  
電 話 番 号 0568 (23) 3111 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 10 月 25 日開催予定の第 56 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成 29 年 8 月 18 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、平成 29 年 10 月 25 日開催予定の第 56 期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮出来るようにすることを目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第 29 条第 1 項)。また、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 29 条を変更案第 29 条第 2 項のとおり変更するものであります。なお、変更案第 29 条第 1 項の新設および第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第 38 条として新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日                      平成 29 年 10 月 25 日（水）

定款変更の効力発生日                                      平成 29 年 10 月 25 日（水）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p><b>第 1 章 総 則</b></p> <p><b>第 1 条</b><br/>                     〽 (条文省略)</p> <p><b>第 3 条</b></p> <p>(機関)</p> <p><b>第 4 条</b> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>                     (1) 取締役会<br/>                     (2) <u>監査役</u><br/>                     (3) <u>監査役会</u><br/>                     (4) <u>会計監査人</u></p> <p><b>第 5 条</b><br/>                     (条文省略)</p> <p><b>第 2 章 株 式</b></p> <p><b>第 6 条</b> (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><b>第 7 条</b> 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><b>第 8 条</b> (条文省略)</p> <p>〽<br/> <b>第 11 条</b></p> <p><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p><b>第 12 条</b><br/>                     〽 (条文省略)</p> <p><b>第 18 条</b></p> <p><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p><b>第 19 条</b> 当社の取締役は、<u>10</u> 名以内とする。<br/>                     (新設)</p> | <p><b>第 1 章 総 則</b></p> <p><b>第 1 条</b><br/>                     〽 (現行どおり)</p> <p><b>第 3 条</b></p> <p>(機関)</p> <p><b>第 4 条</b> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>                     (1) 取締役会<br/>                     (2) <u>監査等委員会</u><br/>                     (削除)<br/>                     (3) <u>会計監査人</u></p> <p><b>第 5 条</b><br/>                     (現行どおり)</p> <p><b>第 2 章 株 式</b></p> <p><b>第 6 条</b> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><b>第 7 条</b><br/>                     〽 (現行どおり)</p> <p><b>第 10 条</b></p> <p><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p><b>第 11 条</b><br/>                     〽 (現行どおり)</p> <p><b>第 17 条</b></p> <p><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p><b>第 18 条</b> 当社の取締役は、<u>12</u> 名以内とする。<br/> <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 6 名以内とする。</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(選任方法)</p> <p><b>第 20 条</b> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p><b>第 21 条</b> 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><b>第 22 条</b> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p><b>第 23 条</b> (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><b>第 24 条</b> 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(選任方法)</p> <p><b>第 19 条</b> 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><b>第 20 条</b> 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><b>第 21 条</b> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p><b>第 22 条</b> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><b>第 23 条</b> 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p><b>第 25 条</b> (条文省略)</p> <p><b>第 26 条</b> 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。議事録には、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p><b>第 27 条</b> (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><b>第 28 条</b> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p><b>第 29 条</b> (新設)</p> <p>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p><b>第 24 条</b> (現行どおり)</p> <p><b>第 25 条</b> 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p><b>第 26 条</b> (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><b>第 27 条</b> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p><b>第 28 条</b> <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><b>第 29 条</b> <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案 |
|---|-------|
| <p><b>第5章 監査役および監査役会</b></p>  | (削除)  |
| <p>(員数)</p>   | (削除)  |
| <p><b>第30条</b> 当社の監査役は、4名以内とする。</p>   |       |
| <p>(選任方法)</p>   | (削除)  |
| <p><b>第31条</b> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>  |       |
| <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>  |       |
| <p>(任期)</p>   | (削除)  |
| <p><b>第32条</b> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>  |       |
| <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>   |       |
| <p>(補欠監査役)</p>  | (削除)  |
| <p><b>第33条</b> 会社法第329条第2項に基づく補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> |       |
| <p>2. 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</p>              |       |
| <p>(常勤の監査役)</p>   | (削除)  |
| <p><b>第34条</b> 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>  |       |
| <p>(監査役会の招集通知)</p>  | (削除)  |
| <p><b>第35条</b> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                                       |       |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第 36 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。議事録には、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p><u>第 39 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u><br/> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>  |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>   | <p><b>第 5 章 監査等委員会</b></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 40 条<br/>（条文省略）</p> <p>第 41 条<br/><br/>（報酬等）</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 43 条 （条文省略）</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 44 条 （条文省略）<br/><br/>（新設）</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第 45 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。<br/>（新設）</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>（中間配当）</p> <p>第 46 条 当会社は、毎年1月31日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</p> <p>第 47 条 （条文省略）</p> | <p>（監査等委員会規程）</p> <p>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 33 条<br/>（現行どおり）</p> <p>第 34 条<br/><br/>（報酬等）</p> <p>第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 36 条 （現行どおり）</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 37 条 （現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当等の決定機関）</p> <p>第 38 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。<br/>2. 当会社の中間配当の基準日は毎年1月31日とする。<br/>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>（削除）</p> <p>第 40 条 （現行どおり）</p> |